

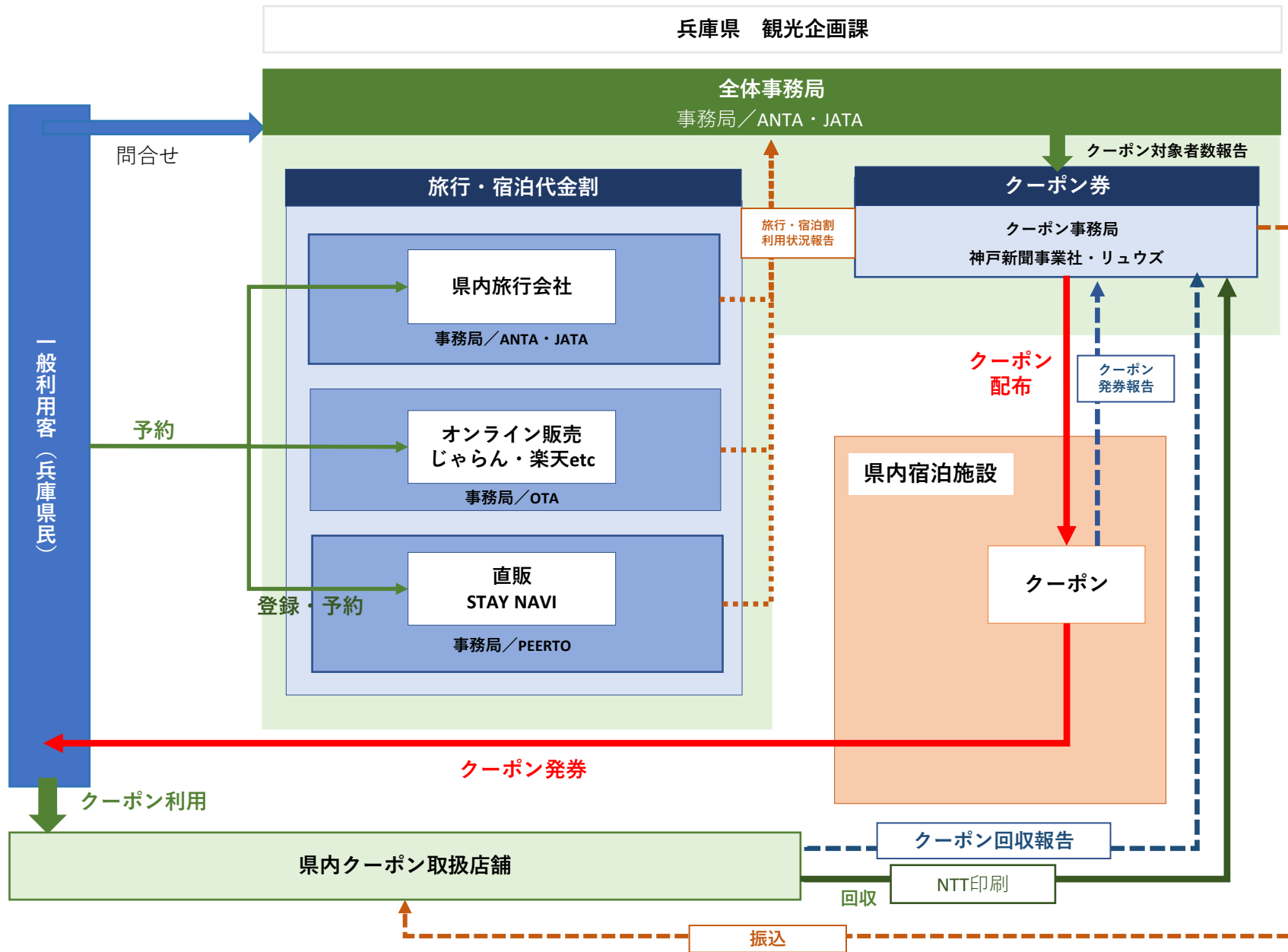
県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業

クーポン券配布

実施要項

2021.07.06

<p>事業名称</p>	<p>県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業</p>																			
<p>事業目的</p>	<p>新型コロナの影響により需要が落ち込んだ県内旅行・宿泊の回復を通じ、地域観光を支援するため、感染状況を見極めつつ、新たな観光需要の創出に向けた取組を実施する。</p>																			
<p>事業内容</p>	<p>①旅行・宿泊代金割引支援 ②土産物店、飲食店、観光施設等で旅行期間中に使用可能なクーポンの配布</p>																			
<p>支援金額</p>	<p>①旅行・宿泊代金割引支援</p> <table border="1" data-bbox="434 576 1016 836"> <thead> <tr> <th>旅行・宿泊代金(1人泊)</th> <th>支援金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>8,000円以上10,000円未満</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>6,000円以上8,000円未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>4,000円以上6,000円未満</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>		旅行・宿泊代金(1人泊)	支援金額	10,000円以上	5,000円	8,000円以上10,000円未満	4,000円	6,000円以上8,000円未満	3,000円	4,000円以上6,000円未満	2,000円	<p>②クーポン券配布</p> <table border="1" data-bbox="1078 576 1615 733"> <thead> <tr> <th>旅行・宿泊代金(1人泊)</th> <th>クーポン金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以上</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上15,000円未満</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		旅行・宿泊代金(1人泊)	クーポン金額	15,000円以上	2,000円	10,000円以上15,000円未満	1,000円
旅行・宿泊代金(1人泊)	支援金額																			
10,000円以上	5,000円																			
8,000円以上10,000円未満	4,000円																			
6,000円以上8,000円未満	3,000円																			
4,000円以上6,000円未満	2,000円																			
旅行・宿泊代金(1人泊)	クーポン金額																			
15,000円以上	2,000円																			
10,000円以上15,000円未満	1,000円																			
<p>実施期間</p>	<p>県が別途指定する日～令和3年12月31日(金)宿泊分(令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで ※令和3年10月31日(日)までの予約・販売分のみを対象とする。 ※予算に達し次第終了 ※期間中に県内の新型コロナウイルス感染症の状況が国の分科会が示すステージⅢ相当以上と知事が判断した場合は本事業を休止することとし、直ちにその旨を周知する。</p>																			
<p>対象者</p>	<p>兵庫県内在住者</p>																			
<p>対象地域</p>	<p>兵庫県内全域</p>																			



実施期間	<p>県が別途指定する日～令和3年12月31日（金）宿泊分（令和4年1月1日（土）チェックアウト分）まで</p> <p>※令和3年10月31日（日）までの予約・販売分のみを対象とする。 ※宿泊日順で配布。 ※上記期間内の宿泊に対する発券枚数が予算額に達し次第終了。 ※期間中に県内の新型コロナウイルス感染症の状況が国の分科会が示すステージⅢ相当以上と知事が判断した場合は本事業を休止することとし、直ちにその旨を周知する。</p>
------	---

対象者	兵庫県内在住者	対象地域	兵庫県内全域
-----	---------	------	--------

クーポン券の進呈条件	<p>【クーポン券進呈枚数】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>旅行・宿泊代金（1人泊）</th> <th>クーポン金額</th> <th>クーポン券枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以上</td> <td>2,000円</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上15,000円未満</td> <td>1,000円</td> <td>1枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>【旅行・宿泊料金の判別】</p> <p>①対象となる旅行・宿泊は、参画旅行事業者が販売する宿泊を伴う旅行商品または、参画事業者が販売する宿泊サービスのうち、県内旅行を行うものとし、旅行・宿泊代金割引支援金の交付対象であること。</p> <p>②本件の旅行・宿泊料金は、旅行者が旅行事業者や宿泊施設等に申込みをした1人あたりの金額とする。 ※消費税・入湯税は料金に含めることができる。</p> <p>③レンタカーなど1人当たりの金額が判別できないオプションがある場合は、オプションを含めた当該料金にかかる料金の総額を算出し、それを参加人数で割ることにより、1人あたりの旅行・宿泊代金を算出する。</p>	旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額	クーポン券枚数	15,000円以上	2,000円	2枚	10,000円以上15,000円未満	1,000円	1枚
旅行・宿泊代金（1人泊）	クーポン金額	クーポン券枚数								
15,000円以上	2,000円	2枚								
10,000円以上15,000円未満	1,000円	1枚								

クーポン券の
進呈条件

【連泊の取り扱い】

- ①1泊1人あたりの料金を基本にクーポン券を進呈するため、同一宿泊施設に連泊した場合は、1泊ごとにクーポン券進呈の対象となる。(例:1泊18,000円の宿泊施設に2連泊した場合 1泊2枚×2日分=4枚進呈)
- ②旅行会社において交通費等を含む旅行として申し込んだ場合、旅行代金を宿泊日数で割ることにより、1泊あたりの旅行・宿泊代金として算出し、宿泊する宿泊施設からそれぞれ発券する。
(例:城崎温泉に1泊、湯村温泉に1泊の2泊3日の旅行を交通費を含めて50,000円で申し込んだ人の場合 50,000円÷2日=25,000円となり、各宿泊施設でクーポン券を2枚ずつ進呈。)

【配布順序】

各宿泊施設ごとの**宿泊日順**に配布。いずれも、配布予定枚数が上限に達し次第、クーポン券の配布は終了。

進呈方法

宿泊施設のチェックイン時に宿泊者にクーポン券を進呈する。

クーポン券の
利用範囲

- クーポン券は、**兵庫県内のクーポン取扱店舗でのみ利用できる。**
- 有効期限は、チェックインの日を含めて3日以内**とする。(連泊の場合も同様)
- 購入金額1,000円(税込)以上で1枚を利用することができる。** **※お釣りは出ない。**

クーポン取扱店舗は、以下の条件に該当する施設であり、事務局へ参加申込を行い、登録された店舗とする。

[基本とするクーポン取扱店舗]

- ①兵庫五国の名湯に泊まろうキャンペーン・温泉地おみやげ購入券利用施設
- ②GoToトラベル地域共通クーポン取扱施設のうち参加希望施設 ※ただし、以下に掲げる業種・施設は対象外とする。

GoToトラベルの申請区分	備考
1 飲食店(酒類提供なし)	地域の観光協会会員に限り対象。 観光協会会員以外の店舗は対象外。
2 飲食店(酒類提供あり)	
3 小売(お土産等)	
18 劇場、観覧場、映画館、演劇場	
4 コンビニ・スーパー	対象外
11 物流(宅配等)	対象外
15 フィットネス(スポーツジム等)	対象外
20 遊興施設(ネットカフェ、漫画喫茶等)	対象外
21 その他	宿泊施設、レンタサイクル、スキー・スノボレンタル、ガソリンスタンド、観光案内所に限り対象。上記以外は対象外。

※観光協会とは6ページに掲げる団体とする。 ※取扱店舗の例示は6ページに記載

[対象とするクーポン取扱店舗の条件]

- ①上記①または②の店舗であること。
- ②業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
飲食店については、兵庫県新型コロナ対策適正店の認証を受けること。
- ③行政からの要請に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- ④事務局が提供する取扱店舗用マニュアル及び事務局の指示を厳守すること。
- ⑤適切な回収業務のために必要に応じて事務局が行う執行確認について、帳簿とクーポン券回収枚数との照合に協力すること。
- ⑥その他事業の適正執行のため、県及び事務局との協議に応じること。

クーポン
取扱店舗

※地域の観光協会は以下の通りとする。

神戸観光局	(一社)高砂市観光交流ビューロー	たつの市観光協会	やぶ市観光協会
(一社)有馬温泉観光協会	西脇市観光協会	(一社)赤穂観光協会	朝来市観光協会
(一社)あまがさき観光局	(一社)三木市観光協会	(公財)しろう森林王国観光協会	香美町香住観光協会
西宮観光協会	小野市観光協会	太子町観光協会	香美町村岡観光協会
芦屋観光協会	加西市観光まちづくり協会	上郡町観光協会	香美町小代観光協会
伊丹市観光物産協会	(一社)加東市観光協会	佐用町観光協会	浜坂観光協会
宝塚市国際観光協会	多可町観光交流協会	豊岡観光協会	湯村温泉観光協会
川西市観光協会	(公社)姫路観光コンベンションビューロー	城崎温泉観光協会	(一社)丹波市観光協会
三田市観光協会	(一社)神河町観光協会	たけの観光協会	丹波篠山観光協会
猪名川町観光協会	市川町観光協会	日高神鍋観光協会	(一社)淡路島観光協会
(一社)明石観光協会	福崎町観光協会	NPO法人但馬國出石観光協会	(公社)ひょうご観光本部
加古川観光協会	相生市観光協会	但東シルクロード観光協会	(公社)兵庫県物産協会

※取扱店舗の例

GoToトラベルの申請区分	例示
1 飲食店(酒類提供なし) ※観光協会会員のみのみ	喫茶店、洋菓子店、ファーストフード店、パン屋等
2 飲食店(酒類提供あり) ※観光協会会員のみのみ	居酒屋、焼肉店、牛丼店、回転寿司店等
3 小売(お土産等) ※観光協会会員のみのみ	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋等
5 鉄道	鉄道駅等
8 海上輸送	観光船、フェリー等
10 その他輸送サービス	ロープウェイ、ゴンドラ、ケーブルカー、リフト、有料道路等
12 レンタカー	レンタカー等
13 観光施設(遊園地、動物園、温泉施設、観光農園等)	遊園地(テーマパーク)、温泉施設、動物園、水族館、観光農園、バーベキュー等
14 体験型アクティビティ	アスレティック、パラグライダー体験、陶芸体験、乗馬、釣り堀等
16 スポーツ	ゴルフ場、スキー場等
18 劇場、観覧場、映画館、演劇場 ※観光協会会員のみのみ	劇場、映画館、伝統芸能公演等
19 文化施設(美術館、博物館等)	美術館、博物館等
21 その他 ※一部施設のみ	宿泊施設、キャンプ場、レンタサイクル、スキー・スノボレンタル、ガソリンスタンド、観光案内所等
99 バス・タクシー・ハイヤー	バス、タクシー等

<p>精算方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●回収済クーポン券の本券をクーポン取扱店舗から事務局へ送付の上、請求し、事務局は送付されたクーポン券の本券を計数する。 ●事務局は計数されたクーポン券の枚数による金額を、店舗ごとの指定口座に入金する。 ●計数処理された枚数について異議のある場合は、振込後2週間以内にクーポン券事務局まで申し出る。 事務局は、店舗に保管された半券の枚数を確認する。
<p>クーポン券の配布枚数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●クーポン券は宿泊施設ごとの予約状況・施設規模等に基づき送付する。 ●発券・予約状況に応じて、追加配布を行う。ただし、発券報告が未報告の宿泊施設に対しては追加配布を行わない。
<p>発行枚数</p>	<p>70万枚</p>

取扱店舗の責務等

取扱店舗は次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 県が別途定める「県民向けの旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」実施要領に従うこと。
- (2) 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
飲食店については、兵庫県新型コロナ対策適正店の認証を受けること。
- (3) 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号))の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- (4) 事務局が提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- (5) 本事業を積極的に広報すること。
- (6) 取扱店舗であることが明確になるよう、事務局が提供する認知ツール(ポスター、ステッカー等)を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- (7) クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
 - ・クーポンの有効期間
 - ・クーポンの偽造、変更及び模造の有無
- (8) 有効期間を経過したクーポン及び有効期間の記載の無いクーポンは、受け取りを拒否すること。
- (9) デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局に報告すること。
- (10) クーポンを現金と交換しないこと。
- (11) クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、クーポンを受け取らないこと。
- (12) クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしないこと。
- (13) 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (14) 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- (15) 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わないこと。ただし、(13)(14)の場合を除く。
- (16) 有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合等には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。
- (17) 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。

クーポンの取扱い

- (1) 取扱店舗での商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 有効期間は、対象宿泊施設でのチェックイン日を含めて3日間とする。
- (3) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- (4) クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可とする。
- (5) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県及び事務局は責を負わない。
- (6) クーポンの払い戻しや交換、再発行はできない。
- (7) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止する。
- (8) 宿泊事業者は、旅行者へクーポンを配布する際にクーポンの所定の位置に有効期限及び施設名を記入するとともに、旅行者に署名を促す。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、直ちにクーポンの利用を停止することがある。

クーポン券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 駐車料等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反する店舗での支払い
- 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1項に規定する暴力団、又は第3号に規定する店舗での支払い
- 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と関わる店舗での支払い

クーポンの精算

- (1) 取扱店舗が商品の販売又はサービスの提供などの取引において、利用されたクーポンを換金しようとする場合は、当月中に回収したクーポンの半券と換金伝票を翌月1週目までに事務局へ送付する。
- (2) 事務局等は、前項のクーポンの半券を計数し、翌月末までに計数結果による金額を申請時に登録された取扱店舗の銀行口座に入金する。
- (3) 取扱店舗は、(2)の計数結果に異議がある場合は2週間以内に事務局へ申し立てをすることができる。

状況報告及び調査

(1) 県及び事務局は、必要に応じて対象事業者から状況報告を求めることができ、またその報告に対して調査することができる。

クーポン券精算代金の支払停止

(1) 県及び事務局は、取扱店舗がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、クーポン券精算代金の全部又は一部の支払を停止することができる。

クーポン券精算代金の返還

(1) 県及び事務局は、取扱店舗がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な登録申請、請求を行った場合、支払済みのクーポン券精算代金についてその返還を命じるものとする。

(2) 前項の命令を受けた取扱店舗は、県が指定する期日までに、遅滞なくクーポン券精算代金を返還しなければならない。

「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引及びクーポン券配布事業」へ参画登録された宿泊事業者におかれましては、クーポン券の発券施設として、以下の対応をお願いいたします。詳細については、後日配布する運営マニュアル及び後日実施する運営説明会にてご案内いたします。また、以下記載の事項以外にも、クーポン券の適正な発券・運用に関しクーポン券事務局への協力をお願いします。

1 クーポン券の発券・管理

1. クーポン券は、予め予約状況や施設規模等に応じてクーポン券事務局にて配布枚数を各宿泊施設ごとに決定し、事務局より送付いたします。
2. 「県民向けの県内旅行・宿泊代金割引」が適用されているお客様に対して、旅行・宿泊代金に応じチェックイン時にクーポンの発券をお願いします。
3. クーポン券の券面に「有効期限」「宿泊施設名」の記入（押印）の上、発券してください。
4. クーポン券の適正な管理（発券枚数の管理、宿泊者名簿への発券番号の控え）をお願いします。

2 管理システムへの日々の発券報告の入力

1. 後日クーポン券事務局からご案内するWEB管理システムへログインし、日々の発券枚数の報告をお願いします。
発券枚数の報告が無い宿泊施設に対しては、クーポン券の追加配布を行いませんので、予めご了承ください。
2. WEBによる発券報告が出来ない場合は、事務局までご連絡ください。別途FAX等による報告について、対応させていただきます。

3 発券終了時の事務局への報告

1. クーポン券は、キャンペーン期間中、**宿泊日順**に配布をお願いします。
2. 各宿泊施設ごとにクーポン券終了時は事務局まで必ずご報告ください。事務局は、各宿泊施設からの終了報告に基づき、ホームページへの「クーポン終了」掲示を行います。

尚、クーポン取扱店舗として参画を希望される宿泊事業者は、
「クーポン券取扱店舗募集要項」に基づき、別途申請をお願いします。
申請説明会・申請手続については詳細が決まり次第、ご案内いたします。

※「クーポン取扱店舗」として申請が無い場合は、クーポン券の利用はできません。

お問い合わせ先

クーポン券準備事務局

T E L : 078-335-8015 (7月9日開通予定)

E-mail : ans@hyogocp.com